

(別添 1)

[この公告は、T B T協定第 2 条 9. 1 に基づくものです。]

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください。(電話による意見の提出は御遠慮ください)。

なお、御意見に対して個別に回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の一部改正
2. 対象品目
乳等の容器包装
3. 趣旨
乳及び乳製品の容器包装に係る試験法を改正するもの(別紙参照)
4. 施行予定日
意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定。
5. 意見提出先
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4283, 4284
FAX 03-3501-4868
6. 意見提出期限
通報開始日より 60 日後